回　覧

令和8年10月

金沢区民のみなさまへ

社会福祉法人
神奈川県共同募金会金沢区支会
支会長　鈴木正徳

令和8年度　共同募金運動へのご協力のお願い

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動については、駅前等で行う街頭募金、イベント時に行うイベント募金、学校募金、法人やその他福祉関係施設等にご協力いただく募金等がございますが、なかでも自治会・町内会の皆様のご協力による戸別募金が募金総額の9割を占めております。

皆様からお寄せいただいた募金は、地域で行われている高齢者サロンや子育て支援、社会福祉施設の備品購入等、区内の様々な困りごとへの支援に活用させていただいております。

今年度も皆様のご尽力に重ねてお礼申しあげますとともに、令和8年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

【　募金期間　】
令和8年10月1日～12月31日

【　赤い羽根共同募金運動実施にあたって　】

①共同募金は、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて募金を行う「計画募金」です。
金沢区では、計画を実行するにあたり、次のとおり「目安額」を設定し募金活動を行います。
(1)赤い羽根募金(一般募金)1世帯あたり　270円
(2)年末たすけあい募金　　1世帯あたり　120円
「目安額」を設定していますが、募金はあくまでも寄付者の任意であり、決して強制ではありません。

②ご寄付の際、領収証を発行することができます。
自治会・町内会ごとに配布してありますが、場合によっては領収証のご用意がない自治会・町内会もあります。その場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

■赤い羽根共同募金と年末たすけあい募金

赤い羽根募金（一般募金）

毎年10月1日から12月31日まで実施されています。寄せられた募金は、神奈川県共同募金会に集められ、次の年度の神奈川県内の民間社会福祉施設や福祉ボランティア活動団体へ配分されます。

年末たすけあい募金

その名のとおり、年越しに向けての隣近所の金品のたすけあいがその発端になっています。寄せられた募金は『地区社会福祉協議会助成金』、『障害当事者の理解・啓発』、『生活困窮世帯への支援』、『ひとり親世帯への支援』など、区内の福祉活動の資金として配分されています。

■目安額について

共同募金は、事前に使いみちや集める金額（目標額）を定め、地域の福祉のための募金と配分に関する計画をたてる「計画募金」です。

具体的には、配分を希望する施設や団体から「何のために」「どのくらいの」金額が必要かを申請してもらい、配分委員会で審査して、配分計画（使いみちの計画）をたてます。

そして、この目標額を世帯数で割った額が「**1世帯あたりの目安額**」となっています。しかし、この目安額はあくまでもご協力をお願いする際の参考額であり、各世帯へ割り当てるものではありません。戸別募金は、共同募金の趣旨をご理解いただいたうえでの任意のご寄付であり、決して強制ではございませんので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■自治会・町内会での取りまとめについて

共同募金への協力は任意です。

2006 年に関西地区で、自治会費とあわせて共同募金を集めることに関する事案が裁判となりました。しかし、大阪高裁判決では、自治会として共同募金に協力することや自治会費とあわせて集めること自体が問題とされたのではなく、募金に応じないことを理由に自治会からの脱会を強制したことが問題とされました。

戸別募金の名のとおり、趣旨を説明の上、世帯ごとの自発的な協力により募金を拠出していただくことが基本です。地域の実情により、自治会の総会等で「一括寄付」のような方法をとる場合でも、共同募金への協力は任意であり、協力の有無によって不利益が生じることのないようご配慮をお願いいたします。

＜お問い合わせ＞
社会福祉法人神奈川県共同募金会金沢区支会
（横浜市金沢区社会福祉協議会内）
住所：金沢区泥亀1－21－5
いきいきセンター金沢内
電話：045－788－6080
FAX：045－784－9011

